

サービス付き高齢者向け住宅(さくらの里)重要事項説明書

介護ステーション併設
〔通所・訪問〕

作成日 平成 24 年 3 月 1 日

1. 事業主体概要

事業体名	アキヤ電気株式会社
代表者名	秋谷 勝
所在地	埼玉県鴻巣市宮前489番地
他の主な事業	電気部品製造業・福祉事業(介護のさくら・さくらんぼ等)

2. 施設概要

施設名	サービス付き高齢者向け住宅 さくらの里		
施設の類型及び表示事項	サービス付き高齢者向け住宅(賃貸方式)		
所在地	埼玉県鴻巣市大芦字新在家1800番-1		
電話番号・FAX番号	TEL 048-598-7870 FAX 048-598-7871		
施設長(施設の管理者)名	(代) 秋谷 勝		
開設年月日	平成23年4月1日		
交通の便	JR吹上駅より車で10分(約1.8km)		
敷地概要(権利関係)	自社所有 総面積 1305.25 m ² (394.8坪) (抵当権なし)		
建物概要(権利関係)	自社所有 木造2階建、延べ床面積 594.99 m ²		
◎外出等で外部に出られる場合は、事故を防ぐ為に施設の決まりごとを御確認下さい。			
設備の種類	客室	面積m ²	備 考
居室(1人用)	8	18.95	案内に沿って、自己管理をお願いします。
居室(2人用)	1	37.90	配偶者又は60歳以上の親族又は知事が認める同居人
食堂	1	28.21	
共同キッチン 〔配食サービスあり〕	1	5.41	食物を扱う所に付、清潔をお願いします。
浴室、洗濯室	1	13.29	時間割による。設備の取扱い方法は御確認下さい。
緊急通報装置等緊急連絡 安否確認			火災時、埼玉県央広域消防本部へ緊急通報 介護職員等による巡回

※施設回りの地図については『さくらの里』近隣図を参考にして下さい。(別紙)

3. 利用料

*金額はすべて消費税込みの金額

費用の納入方式	<p><u>入居時払込金+月額利用料</u></p> <p>支払方法：入居時払込金は、ご契約時に一括して指定の銀行口座へお支払下さい。 月額利用料は原則前払いとなり、翌月分を前月15日までに現金もしくは指定銀行口座へお支払い下さい。 ※振込み手数料はご負担下さい。 (生活支援〔選択〕サービス、食事サービス等のご利用分に関しましては利用月の翌月請求となります〔別契約〕)</p>
---------	---

§ 入居時払込金(入居時必要となる費用) [1名様あたり]

敷 金	180,000 円	使 途	解約時の原状回復費用
		解約時の返還金	解約時の原状回復費用以外は返金いたします。
火災保険料	20,000 円	2年間分(2年ごとに更新)	
合 計	200,000 円	プラス入居月の賃料等	

§ 毎月必要となる費用 [月間 1名様あたり]

家賃(居室利用料)	60,000 円	前家賃となります。(消費税込)
共 益 費	26,750 円	電気、水道、冷暖房費、共用施設維持費
生活支援サービス	11,750 円	生活支援〔基本〕サービス
合 計	98,500 円	※食費は下記を参考にして下さい。
別 途 申 込 み	<p>食費〔朝食 300 円、昼食 700 円、夕食 700 円〕⇒[3食計 1,700/1日×30日として=51,000 円/月間] ※高齢者向け常食となります。特別食は打合せになります。(1日あたり 150 円~加算) 詳しくは『お食事サービス申込書』をご覧下さい。</p>	
	<p>生活支援〔選択〕サービス ⇒必要に応じて項目ごとにお申込みいただきます。『別紙』をご参照下さい。</p>	
そ の 他	<p>① おむつ等の個人的な衛生材料費は、外部店舗又は所内売店を利用下さい。 ② 各種医療・介護保険サービス費用は別途必要です。</p>	
改定ルール	<p>運営懇談会により相談された場合は改定を考慮する。</p>	

§ 介護等が必要な場合の契約関係

「生活支援〔基本・選択〕サービス」は介護保険サービスではありません。
 介護保険による介護サービスが必要な人は、別途介護サービス費用が発生(別契約)いたします。
 尚、介護サービス業者はご自由に選択できます。
 併設の介護ステーション〔訪問介護・デイサービス〕のご利用を希望される場合は、ご相談下さい。

4. 苦情処理

(1) 苦情処理の方法

施設は、入居者からの苦情窓口として担当をおき、入居者の苦情を常時受け付けると共に、その対策を施設内で協議し、早急な対応を行うこととします。又、その記録を保存します。

(2) 苦情相談窓口

入居者は、施設に直接苦情を申し立てるほか、公的な機関に苦情を申し立てることができます。施設は公的な機関からの連絡があった場合には、早急に対処いたします。

ご利用者相談窓口 さくらの里	(担当者) 秋谷 勝 電話番号 048-598-7870 FAX番号 048-598-7871 (12/30～1/3を除く 8:30～17:30)
埼玉県福祉部高齢介護課	048-830-3254 (土・日・祝・12/29～1/3を除く 8:30～17:15)
埼玉県都市整備部住宅課	048-830-5562 (土・日・祝・12/29～1/3を除く 8:30～17:15)
埼玉県消費生活支援センター熊谷	048-524-0999 (土・日・祝・12/29～1/3を除く 9:30～16:00)
鴻巣市消費生活相談	048-541-1321 (代) *鴻巣市役所生活安全課 (月～金 8:30～17:15/土 8:30～12:00)

《参考》介護保険サービスを利用する場合の苦情相談窓口

鴻巣市介護保険課 ※	048-541-1321 (代) (月～金 8:30～17:15/土 8:30～12:00)
埼玉県国民健康保険団体連合会 ※	048-824-2568 (土・日・祝を除く 8:30-12:00、13:00-17:00)

5. 個人情報保護及び安否確認方法

イ. 個人情報保護につきましては、別紙「個人情報の使用に係る確認書」(里-104)をご確認下さい。

ロ. 安否確認につきましては、1日3回食事時職員が確認致します。

6. 入居・退去等

(1) 入居対象者(60歳以上の方、又は要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方)

- ・在宅での生活に不安のある方
- ・特養への入所待ちをしている方

(入居対象者の配偶者、60歳以上の親族などの同居が認められる場合があります。ご相談下さい)

(2) 入居者の条件

- ・常時医療機関において治療をする必要のない方
- ・他の入居者に伝染する疾患のない方
- ・自傷・他害の恐れのない方
- ・後見人(身元引受人)をたてることができる方
- ・入居契約書に定めることを承諾し、事業者の運営方針に賛同できる方

(3) 身元引受人(後見人)等の条件、義務

- ・身元引受人を(後見人)を1名定めていただきます。身元引受人は次の義務を負っています。
 - イ. 契約上の債務について契約者と連帯して履行の責を負う。
 - ロ. 入居者が退去する場合は、入居者の身柄の引取りあるいは、介護居室の明け渡し及び、明け渡しの際の現状回復を行う。

(4) 契約の解除

- ・利用者は30日間以上の予告期間をもって、いつでも契約を解除することができます。
- ・事業者が契約の解除を行おうとする時は、90日以上以上の予告期間をもって、正当理由を記載した書面にて通告を行った後、契約を解除することができます。
- ・詳細は「普通建物賃貸借契約書」第12条、第13条をご覧ください。

(5) 体験入所

入居希望者が体験入所を希望された場合は、居室の使用状況に応じ、随時受け付けます。費用は1人1泊2日、3食付5,000円とし、期間の基本は2泊3日以内としますが、詳細につきましてはご相談ください。

7. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 消防設備	別途定める消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	ガス漏れ報知器 スプリンクラー	有り 有り	自動火災報知器 誘導灯 排煙装置 消火器	有り 有り 有り 7本

8. 緊急時における対応方法

入居中に急変などがあつた場合は、速やかに入居者の主治医、救急隊、緊急連絡先(家族等)及び事業所の管理者へ連絡し、指示を受けると共に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	主 治 医 氏 名	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名 (続 柄)	
	住 所	
	電 話 番 号	
	氏 名 (続 柄)	
	住 所	
	電 話 番 号	

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

事 業 者

住 所 埼玉県鴻巣市宮前489

事業社名 アキヤ電気株式会社

代表者 秋谷 勝 印

事業所名 さくらの里

説明者名 印

私は、上記重要事項説明書に基づいて、事業者から説明を受け、同意します。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 (後見人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

